

日本歴史における暦 “Calendars in the History of Japan”

埴

叡*

はじめに

天正10年(1582年)織田信長は同年12月と翌天正11年正月の閏月をめぐる朝廷と対立し、天下統一への一環として暦への介入を意図した。(『流浪の戦国貴族近衛前久』谷口研語, 中公新書, 1994年, P.139-141)

結局この企ては成らなかったが、政権掌握にさいして暦の重要性を理解していた。時間の流れを支配することは、暦の作成を独占し、その流通を強制することを意味している。故に固有の暦をもたぬ政治権力は、統治能力において不完全であるか弱体であるかを示すことになる。現在までのところ、鎌倉幕府や室町幕府、織豊政権は独自の暦を持たなかったと考えられている。明治政府は明治3年4月22日の太政官布告第三百七号において、「頒暦授時之儀ハ至重之典章ニ候処近来種々之類暦世上ニ流布候趣無謂事ニ候自今弘暦者之外取扱候儀一切厳禁被仰出候事」とのべて、新政府にとって暦がいかに重要であるかという認識を持っていた。暦の研究史では歴史的存在としての暦という問題意識があまりなく、史料による実証も不満足なものであったといえよう。以上のべたように、本稿は暦そのものの研究(この種のものはかなり蓄積がある)ではなく、日本歴史上の暦という観点に立って史料を探求しようとした。その結果はきわめて不十分なものであるが、研究史上いくらかの新知見をつけ加えたものと考えている。

A. こよみ

(イ) 漏刻

古代の水時計は、671年天智天皇によって造られ、時を量ったのは周知の事である。平安時代に入っては『日本後紀』弘仁3年(812年)3月25日条には「令造漏刻」とみえている。漏刻は時間の支配者としての天皇に付随した重要な道具であった。すなわち天皇行幸のさいは漏刻を携行したのであり(橋本万平『日本の時刻制度』埴書房, 1966年, P.88,91)天皇譲位のさいは、次代の天皇に引きわたされたのであった。(『兵範記』仁安2年[1167年]2月19日条, 井上亘「元旦四方拝成立考」, 『日本歴史』1995年7月号[第566号]吉川弘文館, P.84)しかし鎌倉時代の順徳天皇の『禁秘抄』(1221年ごろ)にはもはや漏刻はみえない。したがって中世には廃絶したと考えられているが、その理由ははっきりしない。

(ロ) 鎌倉武士とこよみ

①「夜半に及びて南都に行幸あり。今日往亡日なり。城外の行幸においてこの日を用ゐらるるの例なしと云々」(『全釈吾妻鏡』一, 新人物往東社, 1989年, P.81.以下同じ)

治承4年(1180年)10月21日の記事である。往亡日(おうもうにち)は陰陽道でいう凶日の一で、旅行・婚礼・移転・建築にはよくないとされるが、このばあいは凶日であることは気にかけていないのである。このほか「於武家不忌此日」という記事もある。(五, P.514)

②「五月五日戊午, 今日営中に菖蒲を葺かず, これ御軽服の間, 御悲歎の余りなりと云々」(二, P.154)

建長5年(1253年)の記事であるが、軽服(きよ

*本学基礎・教養, 教授
1995年8月30日受理

うぶく)とは、遠い親戚の者の死によって着る喪服である。通常は五月五日にはしょうぶを飾ったことが知られている。

③「廿五日辛卯天晴る。將軍家(頼嗣)御方違として、相州(時頼)の御亭に入御す」

建長2年(1250年)3月25日の記事である。これを見ると、方違を行っていたことがわかる。

鎌倉時代、関東には27人ほどの陰陽師が存在していたのであり、陰陽道を全く無視したわけではない。しかしあくまで忠実に守っていたともいえないようだ。摂家將軍、宮將軍の時代ともなれば、京都風の風習が入りこんだと考えられる。

(ハ) 貞享暦

貞享元年(1684年)渋川春海によって作られた。平安時代以来の宣明暦は中国暦であり、はじめて日本人の手によって日本風に改めたこよみが作られたと評価されている。1年を24等分し、さらに3等分し72候としたが、宣明暦と貞享暦とを比較して変わっていないものは18で、のこりは日本の風土に合うようにした。24節気は立春、春分、立夏、夏至、立秋(宣明暦・貞享暦・宝暦暦ともに候は「涼風至」となっている。)秋分・立冬・冬至などは今日の我々にもなじみがある。さらに雑節に至っては、節分・八十八夜・入梅・半夏生(宣明・宝暦・貞享ともみな同じ)二百十日・土用・彼岸は日常生活に密接な関係をもっている。一方貞享暦は、京都の編暦権を幕府の手に移した点で画期的であると考ええる。貨幣鑄造権・外交権などを握っていた江戸幕府はここに編暦権を得て幕末までこの状況は変化しない。明治に入って一時土御門家に返されるが、間もなく政府の手に帰することになった。なお貞享暦の施行は一般庶民にもかなり影響を与えたようで、井原西鶴の浄瑠璃「暦」、近松門左衛門の「賢女の手習并新暦」および「好色五人女」などを生んだ。

(二) 三島暦と伊勢暦

a. 三島暦

摺暦すなわち版暦の代表である。三島暦の成立は鎌倉幕府の成立と関係ありとする説がある。(岡田芳朗・阿久根根末忠編著『現代こよみ読み解き事典』柏書房、1994年、P.329)鎌倉幕府は室町幕

府と同様に貨幣の鑄造、戸籍の作製ができなかった。つまり全国統一政権とはいえない面を持っていたので、暦も独自のものを作製するには至らなかったのではないか。ただし鎌倉武士が三島暦に従って日常生活を営んでいたことは十分可能性があると考える。

b. 伊勢暦

折本の形をしたこよみである。伊勢参りの盛行に伴ない大いに普及したのであるが、それが原因となって明治時代頒暦を伊勢神宮司庁が独占したという説があるが(同上、P.346)賛成できない。天皇親政と文明開化の二原理を掲げた明治政府は、文明開化の一機関としての東京天文台に編暦を、天皇の祖先神である伊勢神宮に頒暦をゆだねたという説を主張したい。

(ホ) こよみと明朝体活字

明朝体活字はいつごろ日本に伝来したかは明らかではないが、室町時代16世紀のなかばには存在したことは史料的にたしかめられる。(塙叡「室町文化研究序説」『国文学年次別論文集』中世1学術文献刊行会、1987年、P.78)そして大経師の暦や伊勢の丹生暦はこの活字を用いて印刷された。

B. 年中行事・習俗

① 齋日(さいにち)

1月16日と7月16日でやぶ入りともいう。「齋日の連れは大かた湯屋で出来」という川柳がある。(山沢英雄校訂『誹風柳多留』一、岩波文庫、1995年、P.13)

② 節分

豆まきについては、川原慶賀の画いたものが『長崎歳時記』の中にあり、オランダのライデン国立民族学博物館所蔵となっている。(『秘蔵日本美術大観』9、図版10、講談社、1993年)

節分の翌日は立春であるが、旧年の12月中になることがあり、木下延俊は次のように記した。

「十二月廿八日今晚ハとしこしにて候、廿九日今日より立春なり」(『木下延俊慶長日記』二木謙一・荘美知子校訂、新人物往来社、1990年、P.205-206)この記録の書かれた慶長18年(1613年)は冬至が11月12日で、立春は12月29日で

あった。また「福は内、鬼は外」は、『臥雲日件録』の文安4年(1447年)12月22日条に「明日立春…因唱鬼外福内四字」とみえている。

③彼岸と盆

ロドリゲスの『日本大文典』は種々の年中行事をあげているが、「盆(Bon), Xichiguat juggonichi (七月十五日)には日本人が死人の魂を祭るところの或式が行はれる」とあり、彼岸については「彼岸(Figã)は又別の節気であって、一週間行はれる」と書いた。(土生忠生訳注, ジョアン・ロドリゲス『日本大文典』三省堂, 1955年, P.823)そして盆踊りの京都における初見は、『実隆公記』文龜三年(1503年)七月十八日の条である。

④土用干し

寛延三年(1750年)の『武玉川初篇』には、「引出しへひよこの入る土用干」とみえ、『誹風柳多留』には「土用干隣の嫁はうつくしい」という句がみえる。(前掲, 二, P.59)

⑤恵比須講

商家の行事であり、バーゲンセールで大いに賑わった。10月10日, 11月20日, 1月10日, 1月20日と行われた。歌川広重の『十二月異名尽』(弘化年間)には、「恵」の字とえびすに縁のある鯛が画かれている。(『秘蔵日本美術大観』10, 図版172, 講談社, 1993年, クラック国立美術館所蔵)

⑥『明応五年(1496年)版節用集』白帝社, 1968年.

次のような季節の行事があがっている。節供(中世では節句とは書かない), 白露八月一日, 放生会八月十五日、立春・夏・秋・冬, 追儺ヲニヤライ, 庚申カノヘサル, 端午, 名越之萩ナゴシノハライ, 盂蘭盆ウラボン, 祇園会ギオンエ, 彼岸, 煤掃スハキ

すすきは江戸時代にはすすはらいとよんでいる。「取次に出るかほの無い煤払ひ」(『川柳狂歌集』日本古典文学大系57, 岩波書店, P.30)

正月を迎える準備として, 12月13日に行われた。

⑦鬼門

下水を落とすばあい鬼門(東北)は困ると反対されることが今でも多いという。鬼門は中国の「山

海経」にみえるが, 日本で気にするようになったのはそう古いことではない。(中山修一氏の説, 『郵政考古学会紀要29号, 『月刊文化財発掘出土情報』1995年8月号, ジャパン通信社, P.168)

(追記) 紀伊国隅田荘では建長3年(1251年)7月15日に盂蘭盆講が行われていた。(井原今朝男『日本中世の国政と家政』校倉書房, 1995年, P.338) 饅頭屋本節用集にも盂蘭盆ウラボンということばをのせている。

⑧庚申塔

庚申の夜には眠らずに一夜を明かすという風習は, 江戸時代に民衆の間に弘まった。庚申講に集まる人々によって建立されたのが庚申塔であり, 足立区花畑正覚院にあるものは, 元和九年(1620年)でもっとも古いとされている。(『足立区の文化財』足立区教育委員会, 1995年, P.184, 187)

庚申の夜に生まれると成長して盗人になるという俗信があり, 夏目漱石が金之助と命名されたことはよく知られている。

⑨重陽

九月九日は菊の節句であるが, 明治6年11月27日の東京日日新聞の記事は次のようである。「去る天長節ノ時各戸ニ国旗ヲ掲ゲナガラ, 庶民ミナ平日ノ如ク, 工商モ農夫モ皆其業ヲ止メズ, 忙タトシテ奔走セリ。却テ旧暦ノ重九ニハ小豆飯ヲ炊キ酒ヲ買ヒ生鱈ヲ調ジテ祝スル者多シ。是其下段ニ旧暦ヲ載セラルルヲ以テ此俗習ヲ脱セザルナリ」(『新聞集成明治編年史』第2巻, 本邦書籍, 1982年, P.89)

長く続いてきた庶民の慣習を無視して, なじみの薄い天皇の誕生日を祝えといったところで, 祝う気がおこらなかったとみえる。

⑩日の吉凶

吉田兼好は『徒然草』の中で「赤舌日といふ事, 陰陽道には沙汰なきことなり。昔の人, これを忌まず, 此比, 何者の言ひ出でて忌み始めけるにか, 此日あること未通らずと言ひて, その日言ひたりしこと, したりしこと叶はず, 得たりし物は失ひつ, 企てたりしこと成らずといふ。」とのべたあと, 「吉日に悪をなすに, かならず凶なり。悪日に善を行ふは, 必吉なり, と言へり。吉凶は人によりて,

日によらず』とした。」(『方丈記 徒然草』新日本古典文学大系 39, 岩波書店, 1989年, P.167) 時代は降って享和2年(1802年) 杉田玄白は次の和歌を日記に書きつけた。「何事もなくこそ月の過よかし吉と思ふも心さわりのよ」(『杉田玄白日記』青史社, 1981年, P.518)

筆者手持ちの1984年の日めくりをみても, 1月1日のきのえうま, 先負にはじまって, 先勝・赤口・大安など相変わらず並んでいる。仏滅を気にする人はかなり減ったが, 友引は葬式のさいだれでも暦をみてたしかめてから日取りをきめている。また各地の年中行事は, 節分の豆まきなど客寄せという目的もあって, すたれるどころかいよいよ盛んである。明治政府の定めた祝祭日は, 宮中の行事に起源をもつものがあり(例えば神嘗祭), 国民の日常生活に縁がなかった。一方丙午(ひのえうま)の思想は現に人々の間に深くしみわたっている。人口統計をみると, 丙午の年(さいきんでは1906年, 1966年)には出生数がへっている。我々の日常生活が根拠のない迷信にかなり影響を受けていることが明白であるといえよう。

C. 記録・資料にみえるこよみ

(イ) エヴォラ屏風文書

ポルトガルエヴォラ図書館所蔵の屏風下張文書中にカレンダーヨ Calendarioがある。このカレンダーは陽暦で特定の年度用ではなく, 永久暦と考えられている。(『エヴォラ新出屏風文書の研究』海老沢有道・松田毅一, ナツメ社, 1963年, P.89-90) 日本の教会がグレゴリオ暦を使用しはじめたのは1585年ごろからと考えられている。(『南蛮学統の研究』海老沢有道, 創文社, 1978年, P.454-455)

(ロ) 日西辞典

1630年成立のスペイン語の辞書には coyomi とみえる。(VOCABULARIO DE IAPON, 天理図書館所蔵, 雄松堂書店, 1978年)

(ハ) Almanak

「アルマナーク」には, こよみのほかに年鑑という意味もある。オランダのハーグ市王立植民地研究所に長崎版がある。(『板沢武雄『日蘭文化交

渉史の研究』吉川弘文館, 1959, P.504-514)

(ニ) ゴンザ編『新スラヴ日本語辞典』

「Календарь-暦コヨミ」とある。原本はロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクトペテルブルク支部所蔵である。(村山七郎編, ナウカ, 1985年, P.154)

(ホ) 漢英対照いろは辞典

1888年初版のこの辞書には, 「こよみいた」一暦牌, かけごみみ, A calendar slip とある。(高橋五郎, 名著普及会, 1983, P.741)

(ヘ) 絵暦

絵暦は, 暦の私製売買は禁止されていたため, 趣味として贈答用につくられた。鈴木春信の「絵暦 見立為朝」には, 二, 三, 五, 六, 八, 十月が大, 正, 四, 七, 九, 十一, 十二が小の月となっている。(ベルリン東洋美術館所蔵, 『秘蔵浮世絵大観 12, 図版 40, 講談社, 1988, P.220, 明和2年(1765)

さらに同館所蔵の「無款 絵暦 鸚鵡」明和2年にも羽の上に「大, 二, 三, 五, 六, 八, 十」と描かれている。

(ト) 温度計と季節

「SHALE VAN FHA」

温度計の目感りが紙に書かれ, 左がわに二十四節気が温度の高さに従って大寒から雨水, 春分, 大暑とのぼってゆき, 立秋, 白露とさがって冬至, 小寒, 大寒に至る。華氏目盛りの温度と日本の季節との関係のみてとることができる。(大槻磐溪『積塵成山』, 『江戸文人のスクラップブック』工藤宜, 新潮社, 1989年, P.218-219)

D. 太陽暦の採用

(イ) 民間へ布告

明治5年11月19日太陽暦を採用することが公表されたあと, 11月21日には暦の改正に関して門松, 雑煮などの祝い方, 年の市のやり方などについての『心得書』が役所から村に到着した。(『名主日記が語る幕末』横浜開港資料館, 1986年, P.45) そして明治6年以後「天朝様の暦」だけを用い, 旧暦をやめた県について後年の調査があるが, 東京, 京都を除いて全くなかったという結果

を得ている。(『暦のはなし十二カ月』内田正男, 雄山閣, 1994年, P.40-41) また天理教では教祖の「おふでさき」をはじめとしてすべて陰暦を用いた。明治43年に至ってやっと陽暦になったという(「おふでさき—陰暦から陽暦へ」沢井勇一『ビブリア』No.92, 天理図書館, 1989年5月, P.34-39)そして太陽暦施行にもっとも戸惑ったのは暦問屋であった。従来は毎年8月幕府天文方が暦の写本を奉行を通じて暦問屋にわたし、11月1日に発売するのが慣行であったから、明治6年の新暦はすでに完成していた。(『最後の江戸暦問屋』寺井美奈子, 筑摩書房, 1995年, P.271)

(ロ) 神武紀元

明治5年11月15日の太政官布告第342号により、西暦紀元前660年を日本の紀元元年とすることが定められた。従ってB.C.660年に大和橿原宮に即位した神武天皇が第1代の天皇とされ、万世一系の天皇という観念を色々な要素で構築することが行われる。太陽暦と神武紀元とは密接な関係にあり、復古と文明開化という明治維新の二元性を示す重要な部分となった。この事実から太陽暦だけを分離してあれこれ論じるのは不当であると考える。

(ハ) 日曜日

明治9年3月2日の太政官達第27号で、従来の休日を改めて日曜日をおいてこれを休日とした。「日曜日を以て休暇と被定候」とある。日曜日はオランダ語がなまって「どんたく」となり、「半どん」も生まれたが、宮公庁のみに止まり、民間には普及しなかった。

(ニ) 月給制

明治4年9月2日「官禄ヲ改テ月給定則ヲ定ム」とされた。太政大臣は八百両、左右大臣六百両にはじまって、最下層の役人は六両ときめられ、年俸制を廃して月給制とした。明治5年は閏12月があり、支払いの面からいうと、閏12月の給料は新政府にとって重荷であった。月給制が太陽暦の突如の施行の直接の動機であった。(『法令全書』第4巻, 原書房, 1987年, P.340-345)

(ホ) 東京天文台と伊勢神宮

江戸時代の暦本は幕府の天文台で作製し、京都

の土御門家がこれに暦注をほどこした。暦が時代によりどのように扱われたかは、その時代の政治権力のあり方を暗示するものといえよう。明治時代の暦が種々の変遷を経て、明治21年6月1日に東京天文台の編暦と伊勢神宮の頒暦という形に確定したことは、明治維新の政治体制をよく示していると思われる。府県制の完成などとあわせて、帝国議会の開設と憲法の発布の直前に明治政府の暦法体制が確立されたことも重要な歴史的意義をもっといわねばならない。さらにつけ加えるならば、明治6年の太陽暦は厳密な意味では4年に1回閏年をおくという「ユリウス暦」であり(明治9年(1876年)がさいしょのうるう年であった。)明治31年5月11日の勅令により「グレゴリオ暦」の完全な実施をみた。すなわち100でわってさらに4でわりきれない年は閏年としないことになった。この勅令は1900年を目前にした措置であるが、明治32年7月17日の条約改正(つまり内地雑居実施)を考えての措置であったことも考慮しなければならない。なお伊勢神宮に頒暦権を認めたのは、江戸時代以来「伊勢暦」が多く普及していたのが理由であるとの説もあるが、上述の理由の方が重大であると思われるので賛成できない。

(ヘ) 太陽暦をめぐって

a. 太陽暦施行にともなって「今般改暦ニ付、人日、上巳、端午、七夕、重陽ノ五節ヲ廃シ、神武天皇即位日、天長節ノ両日ヲ以テ自今祝日ト定メラレ候事」となった。また会計年度も変更され、従来10月より翌年9月までであったのを1月1日より12月31日までとした。(『新聞集成明治編年史』第2巻, 本邦書籍, 1982年, P.2,6, 以下同じ)のち明治7年7月より翌6月まで、19年より4月1日より翌3月31日となって現在に及んでいる。

b. 孟蘭盆会禁止

明治5年8月3日の京都府のお布令である。

「従来ノ流弊七月十五日前後ヲ以テ、孟蘭盆会ト称シ精霊迎ヘ靈祭杯トテ未ダ熟セザル菓穀ヲ採テ仏ニ供シ、腐敗シ易キ飲食ヲ作りテ人ニ施シ、或ハ送り火ト号シテ無用ノ火ヲ流シ、或ハ川施餓鬼、六斎念仏、歌念仏ナド無謂事共ヲ執行シ、或ハ六道ノ迷ヲ免ルトテ堂塔ニ一夜ヲ明シ、又千日

ノ功德ニ充ルトテ之レガ為ニ数里ノ歩ヲ運ブ等畢竟悉ク無形ノ謬説附会ノ妄誕」であるから今後一切停止すべしというのであった。(1巻, P.482)

c. 公休日不定の悩み

「官暇に日曜あり、一六あり、歳旦より五節、其余郡村に由て土地神の祭日あり、又工商農にも、或は仏民宗祖の縁日等各自に休日ありて、官民其暇日を同ふせず、夫官の事ある日、民庶逸樂し、民の闌忙なる時、官人放樂し」ているので官民休樂の日を同じくしてはどうかという投書が明治5年10月23日の東京日日にのせられた。(1巻, P.503)

d. 明治6年2月の郵便報知

「青森県下は先般改暦の令あると雖も、民間旧暦に依る者多く、一月一日を祝する者僅に百分の一のみなり」(2巻, P.26)

e. 明治7年1月6日東京日日

到る所新時世になじまないで、陰暦を徳川暦と称して懐しがる者も多いとして次のように記した。「政府ハ百姓町人ヲ困ラセル事ニ斗リ掛リテ居ラセラル様ニ思ヒ込ミ、頻リニ昔ノ時世ヲ慕ヒテ何事ニ付テモ昔シ世ノ能カリシ時ハ云々ト斗リ云ヘリ」(2巻, P.103)

f. 筑摩県雑報(明治7年3月24日)

「人民旧政ヲ慕フノ意絶テナシ。只朝令夕改ヲ憂フルノ色少シクアルノミ。而シテ公事ハ陽暦ヲ用ヒ、私事ハ皆ナ陰暦ヲ用ユ。(2巻, P.145)

g. 天皇は時空の支配者

時空とは時間と空間のことであり、時間については暦の制定という形で支配した。空間については、明治3年(1870年)普仏戦争のさい、日本は中立を守り、領海3海里と規定し、その結果従来あいまいであった領土もここに確定するに至った。「日本の領海に関する二、三の歴史的考察」、塙叡『東京工芸大学工学部紀要。Vol.1.90.1.1978年。P.1-10)

(追記) 次の諸点について、御教示下されば、幸いに思う。

①大正15年12月25日大正天皇が亡くなり、当然のことながら大正16年の暦はすでに完成していたという。16年の暦はかなり残っていると聞く

が、実物を見たことはない。所蔵者がわかればよいと思う。

②江戸時代には、数え年を用いていたことは、一茶の句の「はえ笑え二つになるぞ今朝からは」でもわかるが、明治時代には、35年12月22日施行の「年齢計算ニ関スル法律」では「年齢は出生ノ日ヨリ之ヲ起算ス」とされたが、元日になれば1歳加えることには変わりがなかった。昭和25年1月1日施行の「年齢のとなえ方に関する法律」で「この法律施行の日以後、国民は、年齢を数え年によって言い表わす従来のならわしを改めて、年齢計算に関する法律の規定により算定した年数によってこれを言い表わすのを常とするように心がけなければならない」とした。この時から満年齢が定着するようになったと思われる。元日を迎えて年を重ねるといふ慣習がいつから始まったかという、それは明治35年からという。

③太陽暦の下で小の月について「にしむくさむらい小の月」と唱えられたが、これは単なる記憶しやすいことばではなく、太陽暦に対する批判であるという。(前掲『最後の江戸暦問屋』P.260) いつごろからこのことばが唱えられたのかを知りたいと思ったが、史料を発見することができなかった。明治9年2月17日の浪花新聞に大の月・小の月早おぼえの歌として「小の月、二かいざしきで四めとじられて、六ねの九ろうも十一ゆへ」とある。(『新聞集成明治編年史』第二巻, P.486) [補遺] 明治5年末取引きの例外

千葉県の市川では、5年11月に改暦の御融書が到達し、その別紙に次のような記載がある。

「従前金銭之貸借其外該売買等毎年十二月ヲ期にし取引致候習風も不少候処、今般暦法御改正ニ付、自然明治六年一月一日十二月三日迄ニ右取引可致様相成候而者、差向候場合、却テ無益之混雜ヲ生し可申候間、壬申年の取引旧暦十二月一月廿八日迄ヲ甲ニ於て、総テ無違約実意之取引可致候。為此段相達候也。

壬申十一月

河瀬印旛県令

(「双輪寺文書」『市川市史』第3巻, 1975年, 吉川弘文館, P.109) 年末に借金を返すことは長い間の慣習であるが、改暦のばあいは特例として1

か月のばすことにしたという趣旨である。

むすび

昭和20年12月15日、GHQは神社神道と国家の分離に関する指令を発した。これにより明治以来続いた伊勢神宮の暦の頒布権は消滅した。東京天文台の編暦権はそのまま残され、毎年2月1日に来年の暦が官報に告示されるという形式は今日にひきつがれている。太陽暦の進行に社会生活が規制される一方で、庶民の日常生活には古代以来の伝統的な習俗、慣習、俗信が根強く残されていることは明治6年以来の現象であるといえよう。今後の研究の課題は、各時代の文化に占める暦の位置を史的に確定することであり、それによって日本歴史における暦の意義が明らかにされることができればと感じている。

以上

(補遺 1)

明治3年制定された「新律綱領」の下では、1年の懲役は旧暦に従って360日であった。改暦に伴って1年は365、366日となったので、懲役は日数が増加することになった。そこで改暦以前に判決が確定している者は、1年は360日として刑が科せられた。明治6年1月9日の太政官布告第5号は「其発配改暦以前ニ在ル者ハ名例三百六十日ノ数ニ依テ決放シ以後ニ在ル者ハ改正例ノ日数ニ依テ決放ス」と定めた。（『法令全書』第六卷ノ一、原書房、1988年、P.5、霞信彦『三六〇日と三六五日のはざままで』『書齋の窓』No 2447、有斐閣、1995年9月、P.6-7）

(補遺 2)

明治9年はわが国最初の閏年に当たるが、2月29日の東京曙新聞の記事には、「森有礼夫人渡清か」とみえる。（『新聞集成明治編年史』第2巻、P.492）またこの日夏目漱石の養父塩原昌之助は、明治6年3月以来第五大区第五、小区の戸長に任ぜられていたが、免職となった。（荒正人『漱石研究年表』—『漱石文学全集別巻』集英社、1982年、P.35）

(補遺 3)

織田有楽斎の茶室「如庵」が犬山市の「有楽苑」にあり、内部の壁の腰には暦が張られて「暦の席」と呼ばれている。暦の大部分は京暦で寛永期のものを最古として慶応年間まで降るという。また一部には「伊勢暦」も張られている。（有楽苑への問合わせによる）またこの様な「腰張り」は、京都建仁寺両足院の水月亭、大徳寺の三玄院、藪内家の燕庵などに見られる。水月亭は如庵写しの茶室である。（明治末年建立、竹村俊則『昭和京都名所図会』洛東下、駸々堂出版、1981年、P.256）

(補遺 4)

江戸時代に「大小」といえば、ふつうは大刀と脇差が連想されるが、庶民にとっては、新しい年の月の大小は、生活に直接かかわりがある故に関心を持っていた。柳亭種彦は文化7年（1810）の一月十二日の「日記」に「一昨日北斎主来、辛未年大小もらふなくしそふなる故かきつけおく、大二四六七九十二、小正二（閏）三五八十一、凡三百八十四日也」と書いている。（『柳亭種彦日記』朝倉治彦校訂・解題、秋山書店、1979年、P.137）